

苦情解決体制について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人清河会では、利用者様からの苦情やご相談に適切に対応し、円滑な解決を図るため下記のとおり体制を整えております。

なお、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員につきましては、各事業所に掲示しておりますのでご確認下さい。

